

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第3（第13条関係）

事務	金額	
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円
	床面積の合計が10,000平方メ	1件につき

別表第3（第13条関係）

事務	金額			
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	アの項により算定された額とイの項（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外の方法により行われたもの）にあつては、ウの	アイ又はウ以外の部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
			床面積の合計が200平方メートル	1件につき 19,000円

メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	240,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円

項)により算定された額の合計額(法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額)

を越え、500平方メートル以内のもの	
床面積の合計が500平方メートルを越え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを越え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを越え、10,000平方メートル以	1件につき 140,000円

		内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円
イ	法第6条第5項の構造計算適合性判定に係る部分（構造計算が国土交	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 140,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 152,000円

通大臣 の認定 を受け たプロ グラム により 行われ たもの に限 る。)	床面積の合 計が500平 方メートル を超え、 1,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 163,000 円
	床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え、 2,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 175,000 円
	床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 191,000 円
	床面積の合 計が10,000 平方メー トル	1棟につき 228,000 円

						ルを超え、 50,000平方 メートル以 内のもの	
						床面積の合 計が50,000 平方メー ルを超える もの	1棟につき 349,000 円
					ウ 法第 6条第 5項の 構造計 算適合 性判定 に係る 部分 (構造 計算が イ以外 の方法 により 行われ たもの	床面積の合 計が200平 方メートル 以内のもの	1棟につき 169,000 円
						床面積の合 計が200平 方メートル を超え、 500平方メ ートル以内 のもの	1棟につき 192,000 円
						床面積の合 計が500平 方メートル を超え、	1棟につき 214,000 円

に 限 る。)	1,000平方 メートル以 内のもの	
	床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え、 2,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 237,000 円
	床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え、 10,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 274,000 円
	床面積の合 計が10,000 平方メート ルを超え、 50,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 346,000 円

							床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 593,000円
1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	略			1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定（法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。）	略			
略				略				



7 法第7条 の6第1項 第1号又は 第2号(法 第87条の2 第1項又は 第88条第1 項若しくは 第2項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 認定	略
--	---

7の2 法第 12条第8項 の台帳に記 載された事 項に関する 証明書の交 付	略
略	

備考

7 法第7条 の6第1項 第1号(法 第87条の2 第1項又は 第88条第1 項若しくは 第2項にお いて準用す る場合を含 む。)の規 定に基づく 仮使用の承 認	略
---	---

7の2 法第 12条第7項 の台帳に記 載された事 項に関する 証明書の交 付	略
略	

備考

1 略

2 1の2の項の規定を適用する場合において、1棟の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 略

1 略

2 1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 略

#### 附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。